

## 自主防災組織と消防団

(平成16年4月)

区 分	自 主 防 災 組 織	消 防 団
意義・性格	<p>「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という精神に基づき、防災に関する住民の責務を全うするための、<u>住民の連帯による防災体制</u></p> <p>【根拠】 加入する住民相互の合意による規約</p> <p>【参考】 災害対策基本法第5条第2項</p>	<p>郷土愛護の精神に基づき、日常各自の職に従事しながら、必要の都度、招集され、消防活動に従事する人々により組織されている、<u>市町村の公的消防機関</u></p> <p>【根拠】 消防組織法第9条</p>
設置主体	住 民 (自治会等)	市 町
設置単位	<p>概ね自治会・町内会単位</p> <p>【自治会数】 約10,000団体 (組織数 5,969組織 H15.4.1現在)</p>	<p>基本的には市町単位で、活動は分団(概ね小学校区)単位</p> <p>【消防団数】 100団</p> <p>【分団数】 1,546分団</p>
加入者	構成世帯(地域全体)	団 員 (個人/特別職の地方公務員)
任 命	—————	<p>団長は市町長の任命</p> <p>団員は団長の任命</p>
両者の関係	<p>【平 常 時】 消防団は自主防災組織を育成・指導する役割が期待される。</p> <p>【大規模災害時】 消防団がリーダーシップをとって、自主防災組織をはじめとした地域の様々な組織とともに統一した災害対応を行う必要がある。</p>	